

学校いじめ防止基本方針（改訂）

豊中市立第十中学校

平成30年（2018年）3月31日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待・いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「自分を大切に 相手を大切に まわりを大切に」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。自分、相手、まわりを大切にする気持ちをはぐくむ事も人権教育のひとつと考える。生徒会の取り組みとしてスローガンを「**We are members of the 十中 family** ～私たちは十中の家族の一員です～」と生徒たちが決め、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに活動している。ここに生徒たちの気持ちも含め「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、こども支援コーディネーター、学年生指、養護教諭、
人権教育担当者、(スクールカウンセラー)

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画 (別添1)

5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ不登校対策委員会は、各学期に1～3回、年6回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるかを確認するとともに、学期中に行ったアンケートの分析結果等を踏まえ、いじめに対する取組状況を把握し、対処がうまくいかなかったケースの検証をする。また、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

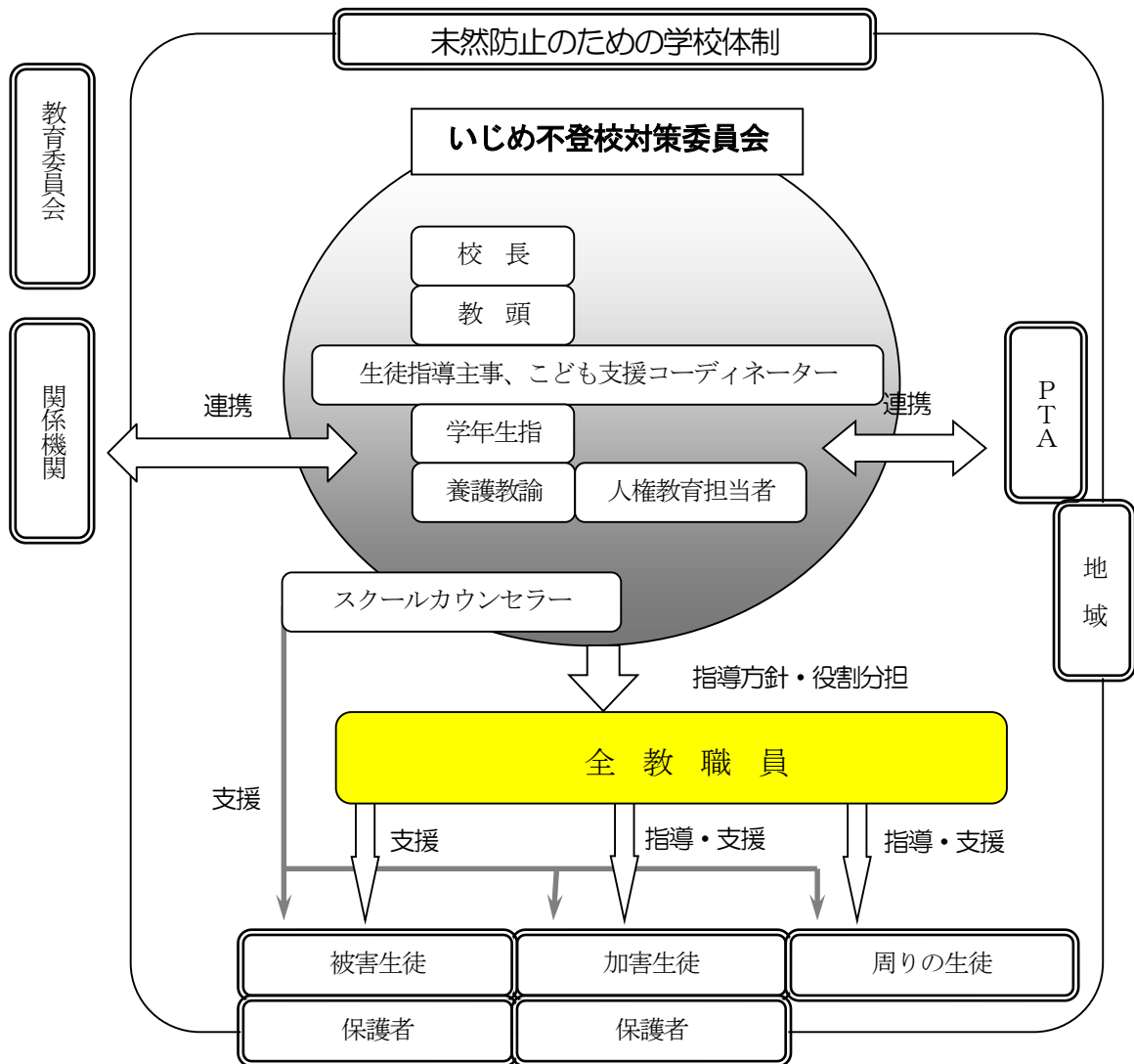
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校の学校教育目標は「自分を大切に 相手を大切に まわりを大切に」をかかげており、さまざまな教育活動の場面で人の気持ち、人の思いを大切にする心を育てる一方、教職員が生徒一人ひとりに寄り添った姿勢や生徒の声を丁寧に聞き取る事で、いじめの未然防止と生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう日々取り組んでいる。

学校体制は次の様にイメージしている。



2 いじめの防止のための措置

本校は学校教育目標として「自分を大切に 相手を大切に 周りを大切に」をかかげ、あらゆる教育活動を通して相手の気持ちを大切にする心を育てる事を第一に考えている。日常的な学校生活において「いじめは人間として絶対に許さない」という学校全体の雰囲気あらゆる場面で展開していく。生徒指導の目標を、生徒の自発的・主体的な判断を促進し、T・P・Oに応じた行動できる力の育成とし、問題行動の事後対応型から、積極的な課題提示型へとステップアップし、生徒のより望ましい人格形成や学校生活の充実を図ることを目的としている。また、生徒が自主的に活動している生徒会のスローガンには「We are members of the 十中 family ～私たちは十中の家族の一員です～」と生徒たちが決め、生徒みんなが家族である気持ちを大切に活動している。

また、平素から教職員全員の共通理解を図るため、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議などで周知徹底を図る。生徒に対しても学年集会やホームルーム活動で教職員が日常的にいじめの問題に触れ、学校全体でいじめを許さない雰囲気作りも大切にする。

いじめに向かわない態度・能力の育成をするためには、ここ数年取り組んでいる道德教育の推進をさらに充実させ、生徒たちの社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情緒を培う。そして、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

次にいじめが生まれる背景としては、勉強や友人関係等のストレスが関わっている事を踏まえ、授業がわからない、ついていけないというあきらめや劣等感などがストレスとならないよう、少人数授業やT・T授業を通して一人ひとりに丁寧でわかりやすい授業づくりを進めていく。また、学級や学年、部活動等の集団における個人個人の間人間関係を把握して、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく事が必要となる。また、ストレスに対して、それを他人にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む事も大切にする。

以上の事を踏まえ指導上の注意としては、教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたら、他の生徒のいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方には細心の注意を払わなければならない。特に、教職員の認識の中に「いじめられている側にも何か原因があるのではないか」等の思いがある場合、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化するので注意が必要である。

いじめにつながりやすい感情を減らすために自己有用感や自己肯定感を育む必要性がある。これは、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、周りの生徒の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。具体的には、生徒会活動や体育大会における「団（縦割り）での活動」等、生徒の主体的、自主的な活動の場や「2年の職場体験」、「1年の地域清掃ボランティア活動」等、教職員以外の大人たちに認められ、ほめられたりする事で自己肯定感を高められるよう行事などに工夫をする。

また、生徒会のスローガン「We are members of the 十中 family ～私たちは十中の家族の一員です～」とあるように生徒みんなが家族である気持ちを大切に持ち、生徒自らいじめについて学び、生徒自身が主体的に考え、防止を訴えるような取組を推進する。いじめについては誤った認識や行動、ささいな嫌がらせや意地悪であってもしつこく繰り返したり、みんなでおこなったりすることは、深刻な精神的危害になることを学ぶ。このような生徒による防止を訴えるような取組としては、全ての生徒がその意義を理解し、生徒が主体的に参加できる活動になっているかを、教職員側でチェックし陰で支える役割に徹する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いを

うまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階で複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。つまり、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築などに努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力を教職員にもってもらい、生徒をよりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

いじめの実態把握の方法として、定期的に十中アンケート「NO RAIN NO RAIN BOW」(別紙)の実施や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒たちがいじめを訴えやすい雰囲気の日頃から作りだしておく。教職員としては休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、生徒と日常行っている個人ノートや生活ノート等を活用し、交友関係や悩みの把握に努める。また、連絡の無い朝の遅刻者に対しては、すべての生徒に確認の電話連絡を取り、保護者と生徒の状態や様子の情報交換を行う。その中で特に気になる生徒の保護者とはこまめに連絡を取り、家庭訪問を積極的に取り入れ連携を深めていく。「いじめのサイン 発見シート」(文部科学省)の利用も適宜考えていく。

学校としては生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、その悩みを積極的に受け止め、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する必要がある。具体的な体制としては、保健室やカウンセリングルームの利用であり、その利用を学校だより等で広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、慎重かつ適切に扱うものとし、必要最小限の関係する教職員で共有するものとする。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見る時、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添2)を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間 継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ不登校対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学

校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。また観察だけでなく本人の気持ちを尊重しながら、定期的に面談や声かけを行う。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

暴力よるいじめ以外に仲間からの無視や仲間はずれといういじめに対しては、被害者の心理的ダメージが強く生じ、将来展望をそこなわせる可能性がある。そのためにもその将来展望を回復させるためにも、被害者を支援するキャリアカウンセリング的な手法を取り入れた教育相談を行うことも必要である。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

体育大会や宿泊行事、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。